

令和7年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について

東京都教育委員会が、毎年ふれあい月間（6・11月）として、全小中学校に対して行ういじめ及び不登校の状況調査に加え、杉並区教育委員会が毎年3月に独自に行う都と同様の項目による調査を合算した数値を報告します。

1 いじめについて（4月1日～3月31日）

年度	小学校			中学校			合計		
	認知 学校数 (認知率)	認知 件数 (件)	解消 件数 (解消率)	認知 学校数 (認知率)	認知 件数	解消 件数 (解消率)	認知 学校数 (認知率)	認知 件数	解消 件数 (解消率)
3 年度	40 (100%)	1,704	1,543 (90.6%)	19 (82.6%)	132	121 (91.7%)	59 (93.7%)	1,836	1,664 (90.6%)
4 年度	40 (100%)	1,999	1,874 (93.7%)	20 (86.9%)	151	126 (83.4%)	59 (93.7%)	2,150	2,000 (93.0%)
5 年度	40 (100%)	2,178	1,997 (91.7%)	22 (95.7%)	179	149 (83.2%)	62 (98.4%)	2,357	2,146 (91.0%)
6 年度	40 (100%)	2,834	2,496 (88.0%)	23 (100%)	317	262 (82.6%)	63 (100%)	3,151	2,758 (87.5%)
7 年度	40 (100%)	989	731 (73.9%)	23 (100%)	228	174 (76.3%)	63 (100%)	1,217	905 (74.4%)

【調査結果の概要】

- ・過去4年間、増加傾向にあったいじめ認知件数が大きく減少した。また、全区立学校でいじめの認知があり、学校の認知率は100%に達した。
- ・いじめの解消率は過去4年間90%前後で推移していたが、74.4%と減少した。この数値は、令和6年度の全国平均77.6%を若干下回っている。

【調査結果の考察】

- ・令和7年度から学校問題対応支援係（以下 CEDAR という）を設置し、全区立学校に対して毎月1回、学校いじめ対策委員会を開催し、いじめの現況確認、認知及び解消を組織的に行う体制を徹底するよう指導・助言を行ってきた。それを踏まえ、各学校においては、学級担任が把握したささいな訴えや日常的なトラブルの段階から、学校いじめ対策委員会で情報共有を行い、対応方針を決定するなど、組織として対応するよう努めてきた。とくに、小学校ではトラブルが深刻化し「いじめ」として認知される前に解消される事例が増加し、認知件数の大幅な減少につながったものと考えられる。
- ・いじめの解消件数は、学校が安易に解消とせず、組織的にいじめの状況を確認した上で、対象児童及び保護者にも解消の状態を確認するなど、丁寧な対応を徹底したこと、保護者対応が困難な事例が増加傾向にあることなどにより、年度内に解消に至らないケースが増えていると考えられる。

【今後の取組】

- ・令和7年度に設置した CEDAR の成果・課題を踏まえ、学校に対する伴走型支援の充実を図るとともに、各学校の学校いじめ対策委員会を要とした組織対応力が高まるよう指導・助言を行っていく。また、解消に至っていない事案について、解消に至るまで CEDAR から学校に継続的に状況を確認していく。
- ・CEDAR に設置した学校問題対応弁護士を活用し、迅速な法的視点からの学校への指導・助言の質を高めていく。
- ・いじめ問題に対しては、学校、教育委員会だけでなく、保護者や地域と連携した対応が求められることから、保護者等への啓発を目的とした講演会の開催を企画・実施していく。

2 不登校について（4月1日～3月31日）

年度	小学校		中学校		合計	
	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)
3年度	39 (97.5%)	267 (1.24%)	23 (100%)	437 (6.68%)	62 (98.4%)	704 (2.51%)
4年度	40 (100%)	381 (1.74%)	23 (100%)	516 (7.63%)	63 (100%)	897 (3.13%)
5年度	40 (100%)	501 (2.25%)	23 (100%)	604 (8.89%)	63 (100%)	1,105 (3.81%)
6年度	40 (100%)	494 (2.20%)	23 (100%)	540 (7.79%)	63 (100%)	1,034 (3.52%)
7年度	40 (100%)	457 (2.02%)	23 (100%)	507 (7.32%)	63 (100%)	964 (3.26%)

〈出現率は、不登校者数÷在籍者数×100で計算を行った。〉

【調査結果の概要】

- ・令和3年度から令和5年度にかけて、不登校者数は増加し続け、令和6年度以降は減少に転じている。
- ・令和3年度から令和5年度にかけて、出現率は増加しており、特に各年とも前年度と比較した場合の出現率の差は年ごとに大きくなり、加速度的な増加傾向が見られたが、令和5年度を境にわずかに低下傾向となっている。

【調査結果の考察】

- ・不登校者数が減少に転じた要因は、以下の三点であると考える。
 - ① 全校に校内別室を設置し、児童・生徒の居場所づくりを進め、登校意欲につなげることができた。
 - ② スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）をモデル校に配置したり、担当校を明確にしたりすることで学校との連携をより密に図れるようになってきた。チーム学校の一員として組織的対応を行うことで、SSWによる個に応じた支援を迅速に行うことにより、不登校傾向にある生徒への早期支援を行えた。
 - ③ 令和6年度から教育相談コーディネーターを全校配置したことにより、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制が構築されつつある。

【今後の取組】

- ・学校と保護者、教育委員会等がともに不登校児童・生徒の学びを支えることができるよう不登校支援のあり方等について検討し、「学びとつながり基本方針」を策定する。
- ・不登校対応巡回教員等と連携し、教育相談コーディネーター連絡会や訪問指導等を通して、不登校に関する実践成果の普及・還元を図るとともに、各校の教職員の教育相談に関する資質向上や、校内別室指導の運営について指導・助言を行う。
- ・安定した校内別室の運営体制を整えるため、既存の人材や制度など、現在ある仕組みの有効活用という視点も含め、持続可能な人的保障のあり方について検討を進める。
- ・SSWと不登校対応巡回教員が協働することで、家から出られない、他者との関わりがもちづらい等の児童・生徒に対するアウトリーチ支援の強化を図る。
- ・常勤福祉職を配置したことにより、SSWの組織的な支援体制の構築と人材育成によるケース対応力の向上を図る。
- ・不登校生徒の学びの場として機能してきた高井戸チャレンジクラスの運営で得た知見等を生かし、学びの多様化学校の開設準備を進める。